

令和7年度 事故予防健康管理推進助成実施要綱

令和7年4月1日制定

令和7年7月15日一部改訂

一般社団法人 埼玉県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業の運行管理において、定期健康診断の結果に基づき運転者の健康状態を確認することが、貨物輸送の安全を確保するうえで不可欠であることから、急増している健康状態に起因する事故発生を防止するため、並びに厳しい経営環境の中で低迷している定期健康診断の受診率を向上させるため、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)が行う協会会員事業所のドライバーの定期健康診断(人間ドックを含む)の交付に関し、必要な事項を定め、適正円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象者の範囲)

第2条 助成対象者は、協会会員事業所が雇用しているドライバー(埼玉県内の営業所に勤務するドライバー)とする。

(受診期間及び助成金申請期限)

第3条 受診期間は、令和7年3月1日～令和8年2月28日までとし、助成金の申請期間は、令和8年3月6日までとする。

(助成額及び助成数)

第4条 助成額は、1名につき年1回一律 2,000円とし、一会員 200,000円までとする。

助成数は令和7年度の埼玉県内の登録車両台数(会費請求台数)までとし、100台を超える登録車両台数の会員事業者については100名を上限とする。

1 助成額については申請書兼実績報告書実績報告書に基づき交付する。

(助成金の申請方法)

第5条 助成金の申請は次の手続きとする。

- 1 健康診断を受診し、助成金を受ける場合は、予め事前申請書類(様式1～)を提出するものとする。
- 2 健康診断の受診及び支払完了後は、申請書兼実績報告書他必要書類(様式2～)を令和8年3月6日までに提出するものとする。

(取下げ)

第6条 会員は、提出した事前申請について取下げがあった場合には、様式4を提出するものとする。

(その他)

第7条 この実施要綱に定めるもののほか、運用上必要な事項は、別に定める。

(書類の追加提出)

第8条 協会は、会員より提出された書類に疑義があった(疑わしいと判断した)場合には、会員に必要な書類の提出を求めることができる。

(附 則)

本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

(附 則)

本要綱は、令和7年7月15日より実施する。

令和7年度事故予防健康管理推進助成事業交付要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
第4条 助成額は、1名につき年1回一律 2,000円とし、一会員 200,000円までとする。 助成数は令和7年度の埼玉県内の登録車両台数(会費請求台数)までとし、100台を超える登録車両台数の会員事業者については100名を上限とする。 1 助成額については申請書兼実績報告書実績報告書に基づき交付する。	第4条 助成額は、1名につき年1回一律 2,000円とし、一会員 200,000円までとする。 <u>ただし、令和7年度について一般貨物運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号または令和6年国土交通省告示第209号による)を運輸支局に届出している事業者を対象とする。</u>助成数は令和7年度の埼玉県内の登録車両台数(会費請求台数)までとし、100台を超える登録車両台数の会員事業者については100名を上限とする。 1 助成額については申請書兼実績報告書実績報告書に基づき交付する。